

森林環境税（国税）、住民税（市・県民税）非課税範囲

清須市（2級地）の場合

○森林環境税（国税）、均等割・所得割（住民税）がかからない方

- ・生活保護法により生活扶助を受けている人
- ・1月1日現在、障害者、未成年者（1月1日現在18歳未満の方）、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,044,000円未満）の人
- ・前年の合計所得金額が41.5万円以下（給与収入では106.5万円以下）の人
- ・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 $31.5\text{万円} \times \text{親族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）} + 18.9\text{万円} + 10\text{万円}$

親族数	基本額	加算額	基準額(A)
1人 ×	315,000	+	100,000 = 415,000 以下
2人 ×	315,000	+	189,000 + 100,000 = 919,000
3人 ×	315,000	+	189,000 + 100,000 = 1,234,000
4人 ×	315,000	+	189,000 + 100,000 = 1,549,000
5人 ×	315,000	+	189,000 + 100,000 = 1,864,000

給与収入
1,065,000 以下
1,569,000
1,884,000
2,327,999
2,779,999

本人のみの場合は1人とする。

合計所得金額が基準額(A)以下の場合、森林環境税・均等割・所得割が非課税となる。

○均等割・所得割（住民税）がかからない方

- ・生活保護法により生活扶助を受けている人
- ・1月1日現在、障害者、未成年者（1月1日現在18歳未満の方）、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,044,000円未満）の人
- ・前年の合計所得金額が42万円以下（給与収入では107万円以下）の人
- ・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 $32\text{万円} \times \text{親族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）} + 18.9\text{万円} + 10\text{万円}$

親族数	基本額	加算額	基準額(B)
1人 ×	320,000	+	100,000 = 420,000 以下
2人 ×	320,000	+	189,000 + 100,000 = 929,000
3人 ×	320,000	+	189,000 + 100,000 = 1,249,000
4人 ×	320,000	+	189,000 + 100,000 = 1,569,000
5人 ×	320,000	+	189,000 + 100,000 = 1,889,000

給与収入
1,070,000 以下
1,579,000
1,899,000
2,355,999
2,815,999

本人のみの場合は1人とする。

合計所得金額が基準額(B)以下の場合、均等割・所得割が非課税となる。

○所得割がかからない方

- ・前年の総所得金額等が45万円以下（給与収入では110万円以下）の人
- ・扶養親族があり、前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人
 $35\text{万円} \times \text{親族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）} + 32\text{万円} + 10\text{万円}$

親族数	基本額	加算額	基準額(C)
1人 ×	350,000	+	100,000 = 450,000 以下
2人 ×	350,000	+	320,000 + 100,000 = 1,120,000
3人 ×	350,000	+	320,000 + 100,000 = 1,470,000
4人 ×	350,000	+	320,000 + 100,000 = 1,820,000
5人 ×	350,000	+	320,000 + 100,000 = 2,170,000

給与収入
1,100,000 以下
1,770,000
2,215,999
2,715,999
3,215,999

本人のみの場合は1人とする。

総所得金額等が基準額(C)以下の場合、所得割が非課税となる。